

奈良市社会的養護自立支援拠点事業委託 仕様書

1. 委託事業名

奈良市社会的養護自立支援拠点事業

2. 事業の目的

措置解除者等や、虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）は、家族や親族から適切な支援が得られないまま生活面・経済面・心理面等様々な課題を抱えている者がおり、その自立にあたっては様々な困難が生じやすい状況にある。

社会的養護経験者等の社会的孤立を防ぎ、相互交流の場や自立に必要な情報の提供、相談支援の他、対象者が帰住先を失っている場合の一時的な居住支援・生活支援等、個々の状況に合わせた支援を行うことで、自立に結び付け、安定した社会生活を送れるよう支援することを目的とする。

3. 委託期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

4. 支援対象者

本事業の支援対象者は次のいずれかに該当する者であって、奈良市が支援を行うことが必要と判断した者とする。

- （1）児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設に入所している者及び解除された者
- （2）小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親へ委託している者及び解除された者
- （3）児童自立生活援助の実施をされている者及び解除された者
- （4）奈良市内の母子生活支援施設に入所中の者及び解除した者
- （5）児童福祉法（以下「法」という。）第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
- （6）法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
- （7）虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、支援が必要と認める者

5. 業務内容

4で挙げた支援対象者に対し、以下の支援を実施する。

（1）相互交流の場の提供

ア 対象者が、意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場を月に1回以上提供し、必要に応じて対象者からの相談に応じる等の支援を行うこと。実施にあたっては、事業者が主体となって企画・実施すること。

イ 在宅・入所中・退所後等、対象者の状況に配慮した開催グループを設定し、対象者の心身の安全が確保された場となるよう努めること。

ウ 開催場所や時間について、対象者が集まりやすいよう工夫すること。

(2) 相談支援

相談支援にあたっては、電話やメール、SNS 等による相談など、対象者が相談しやすい環境づくりを行うとともに、SNS 等を活用した情報発信に努めること。また、通所による支援の他、必要に応じてアウトリーチ型支援や、手続きの同行支援等、支援対象者の事情やニーズに合わせた支援方法をとること。

①措置解除をひかえた者に対する支援

ア 支援対象者の解除後の支援につなげられるよう、施設等と協議の上、措置中の早期から支援対象者との関係構築に必要な方策を講じる。

イ 支援対象者が、早期から等しく進路選択に必要な情報を得られるよう、奈良市や施設等とともに計画的に情報提供や必要な支援を実施すること。

ウ 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題等について相談に応じ、必要に応じて他の関係機関と連携し支援にあたること。

エ 地域生活に必要な知識、社会常識等を学ぶためのツールを用い、施設等と協議の上、支援対象者個別もしくは全体の講習・支援を行うこと。

オ その他、退所後の支援について、支援対象者が本事業を早期から認知できるよう、訪問、イベント、ポスター・パンフレット設置等、様々な方法を用いて周知すること。

②措置解除後及びこれまで公的支援につながらなかった者等に対する支援

ア 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題等について相談に応じ、必要に応じて他の関係機関と連携し支援にあたること。

イ 支援対象者が就学や就労に対する意欲を持ち自立生活を維持できるよう、情報の提供、専門相談機関との連携、教育機関や民間企業との連携等、必要な関係機関と連携し支援を実施すること。

ウ 支援対象者の状況把握や困った時の相談先として継続できるよう、事業所から支援対象者へのアプローチ方法について創意工夫すること。

エ 支援対象者が金銭トラブルや契約トラブルを抱えている場合等、必要とみとめるときには法律相談等の適切な対応を行うこと。

オ その他、自立生活上必要な支援を柔軟に行うこと。

③関係機関との連携

ア 奈良市が開催する支援者会議への出席等、奈良市全体及び個別の自立支援に関し適宜参加・連携すること。

イ 本事業の支援対象者について、奈良市や施設等と情報交換及び協議・調整を行い、現状の課題を把握したうえで必要な支援にあたること。

ウ 地域の社会資源や民間団体が実施している事業について情報収集し、必要に応じてそれらを活用しながら支援にあたること。

エ 支援対象者について、外部機関に情報提供をする際は、支援対象者本人及び奈良市の同意を得ること。

(3) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

ア 対象者が帰住先を失っている場合など、原則として6か月を超えない範囲で、状況が安定するまでの間、対象者が安心して過ごすことのできる居場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた日常生活上の支援を行うとともに、生活や就労等の相談支援についても併せて行うこと。

イ 居場所の提供にあたっては、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した上で、対象者が孤立することのないよう、必要な支援を行うとともに、事業所内外でのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

ウ 日常生活上の支援、自立生活を営む上での不安や悩み等の相談に応じることができるよう、支援体制について十分に配慮すること。

6. 実施体制

(1) 業務の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

ア 事務室

イ 相談室

ウ 対象者が相互交流できる設備

エ その他事業を実施するために必要な設備

(2) 受注者は以下に示す職員を配置し、業務の遂行に必要な十分な人員を確保すること。職員の配置にあたっては、支援対象者が相談しやすいよう、性別に配慮すること。

ア 生活相談担当職員 常勤1名および非常勤1名

イ 就労相談支援員 常勤1名

※上記ア・イのうち、1名を管理者とする。

ウ 補助員（非常勤可） 必要に応じて配置

上記アからウに従事する職員は、自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

a 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者

b 自立支援に対する理解があり、奈良市が適当と認めた者

(3) 支援対象者の利便性確保のため、以下の事項について配慮すること。

ア 奈良市や施設等との連携がとりやすいよう、奈良市内又はその近隣に事務所を設けること。

イ 相談対応や支援対象者が気軽に集まることのできる場の提供、イベント等の実施について、土日のいずれかを含む、支援対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。

ウ 5（1）及び（3）の設備は、原則奈良市内に設置すること。

エ 5（1）の設備は、利便性の高い場所に設置すること。利便性が低い場所に設置する場合は、送迎、オンラインツールの活用、出張相談等により、利便性を高める工夫をすること。

(4) 支援対象者に関する情報は特に高度な個人情報であるため、情報管理を確実に行うこと。

- (5) 必要な支援が適切に支援対象者に行われるよう、事務処理を確実かつ速やかに行うこと。
- (6) 支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。

7. 関係書類の整備等

- (1) 受託者は、次の帳簿を備えなければならない。
 - ア 本事業実施に係る収支に関する帳簿
 - イ 事業対象者に対する支援の記録
 - ウ その他本事業実施に際して必要となる諸記録
- (2) 受託者は、委託期間満了後、奈良市から指示があったときは、対象者に対する支援の記録を奈良市に引き継がなければならない。

8. 委託事業の報告

- (1) 受託者は、毎月10日までに前月分の次の事項について奈良市へ報告する。
 - ア 事業実績報告書
 - イ 経費精算書類（出納簿・領収書等の写等）
- (2) 受託者は、毎年3月31日までに、相談対応実績（別に定める様式）について奈良市へ報告する。

9. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務で知り得た個人情報や、奈良市の事務に関する機密事項を、第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たって入手した奈良市の著作物を、奈良市の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。
- (3) 特に、SNSなどのオンラインツールを使用する場合は、インターネットを介して個人情報が漏えいすることが無いよう、適切に対応すること。
- (4) 受託者は、個人情報の紛失、漏えい等が発生した際には、速やかに奈良市に報告し指示を仰ぐこと。

10. その他

- (1) 受託者は奈良市に対し、職員の名簿を業務委託後、速やかに提出する。業務委託期間中に職員の変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出すること。
- (2) 受託者は、奈良市が受託者の配置した職員につき本業務の遂行に支障をきたすと判断した場合には、年度途中であっても変更するなど適切な措置を採るものとする。
- (3) 人件費、旅費、通信費、印刷製本費等、業務の実施のために負担する受託者の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- (4) 業務の再委託は原則禁止とするが、再委託することが望ましい場合は、奈良市と受託者が協議の上決定する。
- (5) 本仕様書に定めのない事項は、必要に応じて奈良市と受託者が協議の上決定する。